



(応急措置の実施)

第4 乙は、甲から災害応急工事等の協力について要請を受けた場合は、業務上の支障その他のやむを得ない理由がある場合を除き、当該要請に従い災害応急工事等を実施するものとする。

2 乙は、災害応急工事等を開始し、又は完了したときは、直ちにその旨を甲に報告するものとする。

3 乙は災害応急工事等を完了したときは、速やかに完了届に作業状況等を確認できる写真及び書類等を添え、甲に書面で報告するものとする。

(1) 災害応急工事等の実施場所の状況及び期間

(2) 災害応急工事等の内容

(3) 災害応急工事等に従事した者の氏名、職種、従事した時間

(4) 災害応急工事等に使用した建設資機材等の内訳

(5) その他必要な事項

(費用の負担)

第5 災害応急工事等に要した費用は、前条により乙から提出された報告内容を確認し、甲が算出した設計金額を基に甲乙協議して決定するものとする。

2 甲は請負代金の請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払うものとする。

(防災訓練への参加)

第6 この協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し白井市が主催する防災訓練への参加を要請することができるものとし、甲、乙相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日